

(第一類 第七号)

第四回國會 大藏委員會會議錄 第七号

(九五)

昭和二十三年十二月十二日(日曜日)

午後五時四十分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 大上 司君 理事 島田 晋作君

理事 梅林 時雄君

古米地英俊君 宮崎 靖君

佐藤觀次郎君 重井 鹿治君

細野三千雄君 山下 春江君

早野出柳右二門君 内藤 友明君

本藤 恒松君 堀江 實藏君

出席政府委員

大藏政務次官 塚田十一郎君

大藏事務官 愛知 揆一君

專賣局長官 原田 富一君

委員外の出席者

大藏事務官 原 純夫君

大藏事務官 酒井 俊彦君

専門員 黒田 久太君

十二月十二日

委員松谷天光君辭任につき、その補欠として堀江實藏君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十一日

特別職の職員の特給等に関する法律案(内閣提出第二二〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

旧軍用施設拂下に関する陳情書(東京都議會議長石原永明外九名)(第五号)

取引高税廃止に関する陳情書外五件(東京都議會議長石原永明外二百五十名)(第一〇号)

引揚者に対する特別融資継続の陳情

第二類第七号 大藏委員會會議錄、第七号 昭和二十三年十二月十三日

書(福岡縣議會議長稻垣稔)(第一二二号)

住宅組合に対する融資に関する陳情書外一件(長崎縣議會議長岡本直行外一名)(第二〇号)

主要食糧の超過供出分を課税対象より除外の陳情書(長崎縣議會議長岡本直行)(第二八号)

一宮稅務署の不当課税是正に関する陳情書(愛知縣一宮市傳馬通三丁目三番地多野虎記)(第四四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

特別職の職員の特給等に関する法律案(内閣提出第二二〇号)

〇島村委員長 これより會議を開きます。

まず昨日付託になりました特別職の職員の特給等に関する法律案を議題として、政府の説明を求めます。

特別職の職員の特給等に関する法律案

特別職の職員の特給等に関する法律

第一條 左に掲げる國家公務員(以下特別職の職員という。)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

一 内閣總理大臣

二 國務大臣

三 検査官

四 人事官

五 大使及び公使

六 宮内府長官及び侍從長

七 内閣官房長官

八 内閣官房次長

九 政務次官

十 連絡調整中央事務局長官

十一 國家公安委員會委員長

十二 公正取引委員會の委員長及び委員

十三 全國選舉管理委員會の委員長及び委員

十四 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官

十五 侍從

十六 國家公務員法第二條に掲げる特別職にある者で前各号に掲げるものの外政令で定める者

第二條 前條第一号から第十三号までに掲げる特別職の職員の特給月額額は、別表による。

2 前條第十四号から第十六号までに掲げる特別職の職員の特給月額額は、政令で定める。但し、その最高の額は、三万円をこえることができない。

第三條 新たに特別職の職員となつた者には、発令の日から俸給を支給する。但し、退職した者又は罷免された者が即日他の特別職の職員に任ぜられたときは、発令の日の翌日から俸給を支給する。

第四條 特別職の職員が、退職、罷免又は死亡に因り特別職の職員でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一をもつて俸給日額とし、日割によつて計算する。但しその額が俸給月額をこえるときは、俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は、毎月政令で定める期日に支給する。但し、第四條の場合においては、その際支給する。

第七條 特別職の職員に対して支給する俸給以外の給與は、一般官吏の例による。但し、第一條第一号から第十三号までに掲げる者及び政令で定める者には、扶養手当及び超過勤務手当は、支給しない。

附則

第八條 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一條及び第三條の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和二十三年十一月一日から適用する。この

場合においては、「人事官」とあるのは、「臨時人事委員長及び臨時人事委員」と読み替へるものとする。

第九條 特別職の職員が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額がこの法律により受けるべき給與の額をこえる場合においても、既に支給を受けた給與は、返還せしめないことができる。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項を次のように改める。

委員長及び委員の報酬は、別に定める。

第十一條 内閣總理大臣等の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第五十五号)は、廃止する。

別表

官 職 名	俸 給 月 額
内 閣 總 理 大 臣	四〇,〇〇〇円
國 務 大 臣	
検 査 官	
人 事 官	
大 藏 省 長 官	三三,〇〇〇円
國家公安委員會委員長	
公正取引委員會委員長	
全國選舉管理委員會委員長	

宮内府長官	二八、八〇〇円
内閣官房長官	二八、〇〇〇円
公正取引委員会委員	二五、六〇〇円
侍從長	
公使	
内閣官房次長	二四、〇〇〇円
政務次官	
連絡調整中央事務局長官	
全國選挙管理委員会委員	

○塚田政府委員 たいだいま議題となりまして特別職の職員に關する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

國家公務員法におきまして、國家公務員の職は一般職と特別職とに區別せられ、特別職にある者には同法の適用がない建前となっておりますので、特別職の職員の俸給等につきましては、一般職員に適用する法規とは別個のものを制定し、その職務にふさわしい取扱をするのが、適當であると認められます。從來も特別職の職員のうち内閣總理大臣等の認証官につきましては、内閣總理大臣等の俸給等に関する法律に基いて、処理せられて参つたのであります。ただ今申し述べました見地から、この際右の法律は廃止し、特別職の職員の俸給等はすべて一本の法律によることとし、一般職員との權衡を考慮して所要の改善をなすため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この法律は、國家公務員法にいう特別職にある者のうち、裁判官を除き特別職にある者の全部について、必要

な規定を設けようとするものであります。

俸給月額にはあつて限り各人ごとの額を明確に定めることといたしました。が、特殊のものについては、一定のわくの中で政令で定めることといたしました。

俸給支給方法は内閣總理大臣等についてけで定められていた方法と、まったく同様の取扱ひをいたしました。

俸給以外の給與は原則として一般官吏の例により支給することとした。したが、扶養手当及び超過勤務手当は、一部の者を除き支給しないことを明確に規定いたしました。

以上この法律案につきまして立案の趣旨及び内容を御説明申し上げた次第であります。すみやかに御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○島村委員長 御質問はあります。○佐藤(觀)委員 この特別職の職員の俸給に關する問題につきまして、六千三百円ベースの問題と關連があるかどうかひとつ政府の御答弁を願います。

○酒井説明員 たいだいまのお尋ねであります。

ります。この特別職につきましての俸給月額は、別途提案になつております。いづゆる五千三百円ベースによる俸給と、大體權衡をとつて俸給を定めてござい。たとえばこの特別職の各人ごとに定められておりますものうち、政務次官等につきましては二万四千円と相なつております。これは一般職でありますところのいづゆる事務次官が、一般職の方の十四級の最高といふことになつておりました。

で、それに事務次官の方は別に扶養手当及び超過勤務手当がつくことに相なつております。それらを考へあわせまして、二万四千円程度が權衡がとれるといつたようなところで、一般職の給與の方面と權衡をとつてゐる次第であります。

○佐藤(觀)委員 そうなれば、もし五千三百円ベースが修正されて、六千三百円ベースになる場合には、この特別職の俸給はどういうふうになりますか。

○塚田政府委員 御質問の場合には当然さらに研究いたして、訂正いたさなければならぬことになるかと考へております。

○佐藤(觀)委員 特に御注意申し上げます。たいのは、この特別職の職員の俸給をこのベースでやるといふことは、五千三百円ベースできまつたのでありますから、これであつた方も六千三百円ベースではいけないというふうな結果にする意思は、政府はないと思ひますが、その点を伺います。

○塚田政府委員 この法案が本委員会において御可決になりましたことによつて、そういうような判断をいたす意思は毛頭ございません。

○佐藤(觀)委員 もう一つお尋ねしたいのは、実は裁判官の方ではたしか六月一日から遡及されるようになっておりますが、この同じような職にある特別職の人にも遡及するといふことは、しないとおかしいと思ひますが、その点はどうかというふうな見解ですか。

○塚田政府委員 御指摘の点は裁判官の方に法案の提出までの手続に關連しております。それは訂正をいたして歩調をそろえたものになつております。

○佐藤(觀)委員 今までの財政金融委員會が今度大蔵委員會にかつたわけですが、今まで給與問題については実は本委員會にかけたのでありますけれども、こゝろで特別職といふような給與的なことが大蔵委員會にかつて、それから一般の官吏の俸給の委員會は人事委員會にかかるといふようなことは、どうも片手落ちのようになつて、府の責任ではありませんが、大蔵委員長として今後どういふような処置をされるか。これは大蔵委員會の權威にかけても、こゝろの問題についてはよく検討する必要があると思ひますが、そういう点についての見解をお聞かせください。

○島村委員長 佐藤君の御質問にお答えいたします。私もよくよくとちつた大蔵大臣にこゝろの強い要求があつたといふことは申し上げておきたい。こゝろのうちに考へる次第であります。

○島村委員長 了承いたしました。この際政務次官にお願いいたしますけれども、たいだいまお聞き及びの通りであ

うな次第であります。どうぞさうな次第でありますので、さういふふうな処置を今後とつて参りたいと存じます。

○佐藤(觀)委員 なおついでであります。先般もわれ／＼の先輩である島田委員より、当大蔵委員會にせひとも大蔵大臣が出席して、ゆつくりと財政及びさういふ政策について詳しく話をするよ、といふ要求がありました。ときには、委員長から詳しく大蔵大臣の方へ話があつたわけであり。私

たちは決して大蔵大臣だからや、大蔵次官だから不平だといふような、そんなけちな考へを持つてゐるわけではありせんけれども、いやしくもわれわれは大蔵省の常任委員として、大蔵省の委員會をまとめてこれに精進してゐる者にとりまして、今日大蔵大臣から大蔵委員會をどういふ方法で運営するかについての何らの発言がないのは、はなはだ遺憾だと思つております。この点について決して末梢神經的にこゝろのことを追究するわけではありせんが、少くとも大蔵委員會は重要な委員會であります。この点について今日議會がすでに解散されようとするまで、一度も大蔵大臣がこの席に

出席がないといふことは、われ／＼にとつても非常に不満な点であるのであります。こゝろのうちに、せひともひとつ大蔵大臣にこゝろの強い要求があつたといふことは申し上げておきたい。こゝろのうちに考へる次第であります。

○島村委員長 了承いたしました。この際政務次官にお願いいたしますけれども、たいだいまお聞き及びの通りであ

るべきであります。

○島村委員長 了承いたしました。この際政務次官にお願いいたしますけれども、たいだいまお聞き及びの通りであ

るべきであります。

りますから、十分ひとつ御鞭撻を願いたいと思います。

○島田委員 私の名前が出ましたので一言いたしますが、私はこの前の委員会で、ぜひとも大蔵大臣は数時間をさかれて、ゆつくりひとつ財政金融その他問題につきまして、根本的な基本的なことを聞きたいということを私は要求しました。委員長からもこれは政務次官に伝えられたことと思うのであります。いろいろ多忙でございまいし、私も答弁は期待しませんから、しつて申し上げません。解散後においてまた相まみえる機会があれば、どつちも相まみえないかもしれせんけれども、この点は私は留保しますが、しかし委員長に對しまして一言いたしたいことがあります。それは委員長というものは大臣の上であります。國權の最高機關は國會であります。その國會におきまして、たとえば大藏關係とかあるいは安本とかいろいろなことは常任委員会がありますので、委員長というものはやはり立法機關におきまする一つの最高權威である。その國會のきめたところの總理大臣のもとにおいて、だれを大臣にしようとするかはかつてございしますが、この大臣に対する責任は、その多数を持つたところの黨の責任でありますけれども、國會の關係より申しますと、國會というものは國權の最高權威だということ、平たく言えば結局はわれ／＼は行政府を監督するのだ。立法院にいろいろな法律が来ますが、これを審議する。審議というものはたれがつくつたからどうというのではなくて、一べん来た以上はわれ／＼は審議する。これはほんとうは審議するときの各部門における

委員長というものは、絶対の權威を持つております。島村委員長はりつぱな方でわれ／＼も信頼します。われ／＼は反對だとか、けちな考えは佐藤君も言つたように持ちませんが、どうか權威を持つて——私でなくても、どなたでも要求があつた場合は、お願いではななくて強く要求して、大臣に來てもらう。大臣以下であつても次官、参事以下であつても、その場合において行政というものは權威があります。行政は行政の面の權威がありましようが、どうかそういうことを御心配なく、委員会の決議でちゃんときめたことは、委員長がお願いでなくて、こういう強い要求をするというところをおつしやつてもらいたい。私も大臣をひつぱり出して、そうしてあつてやつて、これを持つて選挙区へ歸つてやるとか、あるいはどうかとかこうとかという、そんなけちなことは考へておりませんけれども、どうかそういうことは委員長にお願いして強い要求をしてもらいたい。堀田さんは大臣以上の人ではあるけれども、しかしながら大臣は大臣でありまして、大臣に對して來いということ、同じく與黨でも委員長という一つの性格から見て強い要求をしてもらふねと、國會のほんとうの權威を發揮できないと思う。どうかその点は委員長においてもお含み願ひたいと思ひます。

○島村委員長 これはいまさらお答えすることも必要ないかと思ひますが、ただいまの島田君の発言はごもつともと思ひます。本委員会の權威を失墜しないように十分努力して参ります。

○佐藤(觀)委員 もう一つ委員長にお願いするのでありますが、実は大藏委員會は大藏省の所管する事項でございまして、この予算の数字の面だけの實權は予算委員會に握られて、最も國民と直接關係のある租税の面だけがこの委員會にかかつて來て、非常にさういふことの不均衡な点があるかと思ひますが、實際は大藏委員會が主であつて、予算委員會はほんとうはその先であるはずのものが、實際は予算の方が先へきまるような形になりまして、非常に委員會の運営上不満のあることは、先ほど座談のときにいろいろお話があつたと思ひます。どうかこういう点においても今後こういう制度が續く以上は、いつかは予算委員會との問題で、委員長との交渉があるかと存じますが、どうかさういふ点につきましても、一つ予算委員會の場合におきましては、委員長以下當委員會の理事が出席されて十分に検討された上で、こういうような問題をぜひとも一つ追究していただきたい。こういうことをお願いしまして、私の質問は終ります。

○島村委員長 他に御質問はございせんか。

○吉米地(英)委員 本案については質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

○島村委員長 ただいまの吉米地君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めます。動議のごとく決定いたします。ただちに採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○島村委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○本藤委員 ちよつと復金のことでお尋ねしますが、第一に、今度の百億の増資に對して、どういふような割合で政府はこの百億をまかなわれるか。全部政府の出資であるか。また日本銀行からであるか。金融機關から出るのか。これもちよつと承りたいと思ひます。それから委員會、監事会というもので、委員會は五千万以上といううようなことをわれ／＼はちよつと聞いておるのでありますが、この委員會は要するに何か定期によつて運用されるのであるか。またどういふようにやられるのであるか。この内容をほし、私は委員會における出席議事録といううなものをはしと言つて、資料を要求してあるように思ひます。それがまだ來ないが、それを一應知つてゐる範圍でお聞かせ願ひたい。

それから大石炭と今度の肥料また鉄鋼といううな、いわゆる基本産業のためにやるといふことになつておりますが、大石炭、肥料というものが、どれだけのもので行くか。私はその五千万以上の石炭と肥料に對してだけの、もし通算貸付の表があれば、実は回収から何からの資料を、私要求してあるのですが、私の要求の資料がまだ見えないように思ひますから、これもなるべくおわかりだつたら、私はあまり小さいのはいいないが、五千万以上ものものはどういふ金の貸付をしておるか承りたい。

それから今度の百億をやられる。これが石炭、肥料、鉄鋼といううことになつておりますが、石炭と肥料は一月、二月、三月に一体どれだけの割当になるのか。これがちよつとした説明で聞くと、月に約二百七十億程度に

なる。これを三箇月間にまかなうのだということになつておるが、これはこの会社へ石炭なり肥料なりが行くのか。これもひとつある程度の予定がわかれば承りたい。

○愛知政府委員 第一の場合、全部が政府の出資であるかどうかというお尋ねであります。今度の増資分の百億については、増資を認めていただきますれば、その全額は復興金融庫債券の発行によつて、資金を調達することに相なります。その百億の資金の調達を、いかに考へておるかということでありまして、それは現在融資準備で各金融機關の増加資金の三〇%ないし三五%は、財政資金としてその運用を國家が留保いたしておりますから、そのわくの中で、大体一〇%程度は、この復興金の消化をしてもらうことになるわけでありまして、その結果、うまく行けば、半分近くのものの中金融機關の消化になる見込みであります。残りのものが日本銀行の所有ということになるわけでありまして、なほ最近におきましては、日本銀行以外に、預金部におきまして、余剰金のありまする場合、しかも地方資金の援助に事欠かない程度におきましては、一時復金債に運用することになつておりますので、今後相當の消化率をあげることになると思ひます。

それから委員會における議事のやり方でございしますが、これは毎週一回木曜日の午後一時半から五時ごろまで、必ず定期的に会合を開いております。議事録として、本委員會のごとく、常時速記をつけてやるといふようなやり方ではございせん、きわめて事務的であり、懇談的でもございするの

で、きわめて簡単な要録がつくつてあるだけでございませう。

なお、いかなるものが議案になるのかという点につきましては、第二回國會からの慣行によりまして、復金小委員会の委員の方のお手元には、事前にお配りしておると思ひますので、それによつて御承知願ひたいと思ひます。

それから五千万以上の融資先につきましては、各個別の会社に対する融資の状況を、資料として差上げておるつもりでございます。なほまた、ただいまお尋ねの点も、大体すでにお配りしました資料によつて明瞭であると思ひますけれども、御希望によりましてはさらにこれを調整し、あるいは別の席において詳しく御説明することも可能かと考えております。

○本蔵委員 それで大体、全部復興債券で行くので、日本銀行からおよそ半分、市中の金融機関から半分というところで行くのですか。

○愛知府委員 これは、ただいままでの実績で申しますと、大体最近は、十一月末ごろまでのところでは、約半分が市中金融機関で消化されております。というところは、復興金融庫が出資いたしました当初から約一年間は、市中金融機関で消化されたのは、わずか二〇％前後でありましたのに、平均が約半分ということ、最近における復興債券の消化状況が、非常にいいということを示しておるものでございませう。一月から三月までにいくら消化するかというところは、かかつて一月から三月の間に、幾ばくの新規の蓄積資金が、金融機関にできるかということにかかつておるわけでありませうか。

ら、非常に正確には申し上げにくいのでありますが、大体半分近くは、つまり百億ならば、その四十数億ないし五十億は、一般の金融機関で消化されるであらう。さらにその上若干は預金部においても消化することができるとあらうと思ひますから、日本銀行の手持ちになりますものは、それに應じて、それだけ少くなるというように御了解願ひたいと思ひます。

○本蔵委員 それでは、ただいまの説明は、今度の百億に対して約半分くらい日本銀行から融通してもらつたというように聞いてよろしいですね。

それから委員会は毎週一回ということになつておる。これはうわさであつて、實際をわれ／＼は知らないのですが、委員の人たちは、大臣や何かほとんど出席されないで、事をやられておる。監事会でもやられるのか、復金の中で實際やつておられるのか知らないが、大臣なんか出席されてやつておらないというように、われ／＼はちよつと聞いてもおるものでありますが、そうすると、委員というものは、必要な分に対してだけは出席して何かやる。そういうようなことになる、結局復金を濫用するだけに委員があつて、實際の國家の上において非常に公正に行かぬということ、われ／＼は考へるものであります。そのためにこの出席について知りたいので、実は議事録がほしいのであります。

それからなお、それは表としては、かりにどうあらうとも、私はほんとうにこまかに説明を承りたいのであるが、金は／＼と――石炭業者にしては肥料業者にしても、そういう会社には復金の金をかりに五千万円貸した。

次にまた三千万円ふやして八千万円にしたというように、だん／＼上につて行くんだが、かりにそれが設備資金でありましようが、運轉資金でありましようが、これは將來非常にいかに思ふのであつて、今のような復金制度で行くならば、一應基本産業として石炭なり肥料に携わつておれば、赤字であらうが損であらうが、もう一億から借りたような会社になれば絶対に――まあ私は五千万円以上でもういいんだが、それ以上借りたものは政府が絶対につぶすわけに行かない。赤字であらうが何であらうが、これを保護してやるといふことになると、要するに石炭と肥料というやうな会社に携わつてい

る人たちに對して、永久に政府保証としてその生活の保障なり一切をやるといふことになるから、私は復金の金がだん／＼かさんで行く／＼と、ずさんな貸付はいかぬから、これをいかにするかといふことを強く言ひたいのであるが、これは局長さんと私で論争したつてしようがない。私は大蔵大臣にも總理大臣にもこれを一應お聞きしたいのであつて、銀行局長さんを私が責めて言つたとしてもむだな話だから、どうか總理大臣また大蔵大臣に來ていただいて、私の意見をそこで質問してみたいと思ひます。

○島田委員 復金の問題になりますと、いろいろ複雑になりますので、時間もありませんが、私ちよつとお聞きしたいことは、本蔵君のお話のごもつともであつて私も聞きたいところなのであります。しかししもつと根本的に私どもが大家の一人として、いわゆる復金インフレといふものをどう直すか、もちろん復金だけのインフレを克服す

るということはできません。全体のインフレの二つの面を受つた復金であります。私も一昨年でしたか、復金ができまふときの特別委員でございまして、そのときの大蔵が石橋さんで、特別委員会でお目にかつたのであります。條文もよく知つておりますが、またいろいろ説明も伺ひまして、何ともしようがない。非常に要則なものであるけれども、どうもしようがないという意味で実は認めたのであります。ところが、だん／＼今本蔵さんがおつしやつた通り、今やもう委員会がどうするとかいふことでなくして、全体的な点から見まして、復金というやうな方法を金を出すことが一体いいか悪いのか。しかし悪いと思ひまして、これを直すべきものがあるのか。

こゝういふ大きな問題があると思ひます。ただ単に反對するとか賛成するならば簡単でございませうけれども、われわれもいくらか経済を學んでおりますと、今まで來たことを是認すると言ふんじやないけれども、しからば今にわかにこゝでもつてかえて、新しいものでインフレをとどめ得るか。とてもできない。もちろん監査も十分し、また不当の融資もしてはいかぬ。あるいはこゝういふやうな疑獄事件が起つたといふことは、いろいろ社會的にも問題がございませうが、純經濟的に見ますと、このためにかえるべきものがないと、かえ得ない。これで私も一國會議員として、悩みを感ずるのであります。私は細かい議論は明日に譲りますが、しかしながら政府としましては根本的に問題にしまして、復金がなくつた場合においてどういふ態度をとるか、また今日のいわゆる三原則

といふものと復金の關係をいかにするか――私はべつに大臣をどうと言ふんではないが、塚田さんに伺つて、もし私へのお答えができなければ、明日でもけつこうですから、その点をどうする氣持か。私も考へてございませうけれども、お互ひに実行できないことがあるかも知れませんが、私は國會議員の一人として再び強調しますが、これはお互ひに心配しなければならぬ問題だと思ひます。復金をどうするか。復金をやめて全部公債にかえるということになれば、またいろいろ問題が起ります。また全部國家の財政が支出するといふことも問題である。これをどうするか。お互ひの問題である。先ほど申しましたように私はあけ足とりでなくして、眞剣な政府がどう考へておられるかという構想だけでもいいから、伺ひたいのであります。もし困難ならば、きようでなくともよろしいし、細かいことはきようはあまり時間がたちましたから、私のところで大体散會してもらいたいと思ひます。非常にせいたくな緊急動議みたいな質問になりましたけれども、どうかひとつ……。

○塚田政府委員 先ほどの本蔵委員からの御質問は、實際復金の存在そのものの對する根本的な点を伺ひておられるので、私も考へ方のお氣持としてはまことに同感なのであります。私といたしましては自分の意見は一應持つておりますが、こゝういふ本質的な問題につきまして、私の意見を申し上げまして、これは委員会における発言としては何の意味も持たせないので、やはりこれは大臣に出ていただきまして、皆さまからためて御質問を願

つて、そうして内閣としての決定的な意見を、この委員会において明らかにしておいていただくというこの方が、日本の復興金融の根本方針を立てる意味において必要でもあり、重要なことだと思ひますので、ぜひそのように御承知願ひたいと思ひます。

○島村委員長　ただいま島田君の御意見の中に、きょうはこの程度で散会を御希望のようであります。御承知のようによ、まだ付託された議案が残つておりますし、それが直接予算委員会との関連もありますので、暫時休憩いたします。

午後五時三十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

特別職の職員の俸給等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊に一括集録〕

昭和二十四年二月四日印刷

昭和二十四年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局